

# 日光市子ども未来かがやきプラン

日光市子ども未来かがやきプラン(次世代育成支援地域行動計画後期計画)は、平成22年度からの5年間における子育て支援策や、その具体的な取り組みを定めた計画です。今回は、平成22年度の実施状況をお知らせします。



●**通常保育事業(公立・私立)**  
保護者が仕事や病気などで、家庭で保育することができない児童を対象に、保育園での保育を実施する。  
実施状況 認可保育所数：21カ所  
定員：1,625名

●**一時保育事業(公立・私立)**  
保護者が病気などで児童の保育が困難な場合に、保育園で一時的に児童を預かる。  
実施状況 施設数：6カ所 利用者数：1.6名/日  
目標値 施設数：7カ所 利用者数：7名/日

●**延長保育事業(公立・私立)**  
保護者の就労状況に配慮し、通常の保育園の開所時間を超えて保育を実施する。  
実施状況 施設数：16カ所 利用者数：198名/月  
目標値 施設数：17カ所 利用者数：190名/月

●**休日保育事業(公立・私立)**  
保護者が日曜日・祝日に仕事などで保育を必要とする場合に、保育園で児童保育を実施する。  
実施状況 施設数：2カ所 利用者数：4名/日  
目標値 施設数：2カ所 利用者数：4名/日

●**つどいの広場事業**  
子育て中の親子に、気軽に相談や交流ができる児童館の機能を備えた場を提供する。  
実施状況 施設数：2カ所 利用者数：60名  
目標値 施設数：1カ所 活動件数：715名

●**ファミリー・サポート・センター事業**  
育児援助を受けたい会員と援助ができる会員の相互援助事業を実施することにも、各種子育て研修会事業などを開催する。  
実施状況 施設数：1カ所 活動件数：1,329件/年 おねがい会員数：60名 おうえん会員数：124名  
目標値 施設数：1カ所 活動件数：2万4,000名/年

●**放課後児童クラブ事業**  
放課後に仕事で保護者のいない家庭の小学生を受け入れる場所の整備や指導員を確保し、遊びや生活の指導などにより健全育成を促進する。  
実施状況 開設小学校数：19校 クラブ数：40クラブ 入会児童数：1,413名  
目標値 開設小学校数：20校 クラブ数：43クラブ 入会児童数：1,715名  
くわしくは  
子育て支援課 子育て環境係  
☎(21)5186

実施状況 施設数：2カ所 利用者数：27名/月  
目標値 施設数：2カ所 利用者数：30名/月

●**地域子育て支援センター事業**  
子育て支援情報の収集・提供や、専門的な支援を行う拠点として、既存ネットワークや子育て支援活動団体などと連携しながら、従来の乳幼児学級活動を含め、地域支援活動や交流会などを展開する。  
実施状況 施設数：1カ所 利用者数：2万1,622名/年  
目標値 施設数：1カ所 利用者数：2万4,000名/年



# 住宅用火災警報器 設置率調査 の戸別訪問を実施します

全国の住宅火災による死者の半数以上は逃げ遅れによるものです。そこで市では、住宅火災による被害などの軽減を図るため、住宅用火災警報器普及啓発を目的に民間普及員による戸別訪問を実施します。民間普及員の訪問の際にはご協力をお願いします。

## 住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器(以下、警報器)は、火災による煙や熱を感知して、警報音で火災の発生を知らせる機器です。煙を感知する「煙感知器」と、熱を感知する「熱感知器」があり、大きさは手のひらサイズです。



また、それぞれ電池タイプと電源タイプがあります。電池タイプは単独型で、火災を感知した警報器だけが鳴り、電源タイプは各警報器を配線つなぎ連動させることで、全ての警報器が鳴ります。

取り付ける場所について、煙感知器は、消防火により、「寝室として使用する全ての部屋」に設置しなければなりません。その他、2階に寝室がある場合などは、「避難経路となる階段部分」にも設置が必要で、なお、台所には設置義務はありませんが、火災発生の際には設置義務があります。



多い場所なので、熱感知器を設置することを勧めます。  
警報器は、新築住宅については、平成18年6月1日から、既存住宅については、平成21年6月1日から設置が義務付けられています。

## 住宅用火災警報器設置率調査とは

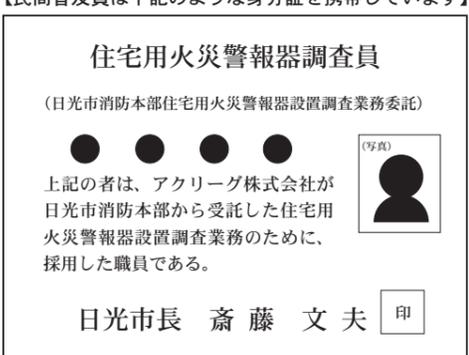
市消防本部から委託を受けた民間普及員が、市内の全世帯を対象に戸別訪問し、住宅用火災警報器の普及啓発および設置率調査のアンケートを実施します。普及員は2名1組で訪問し、作業服(住宅用火災警報器普及員のロゴ入り)で市発行の身分証(図①)を身に付けています。

この訪問業務は玄関先での聞き取りですが、不在の場合は、アンケート用紙を置いていきますので、回答いただき返信用封筒で郵送してください。

●**調査期間**  
9月20日(火)～平成24年2月15日(水)  
※土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時

●**調査に関することは**  
アクリーク(株)日光臨時事務所調査班  
☎0120(43)028

(図①) 【民間普及員は下記のような身分証を携帯しています】



## 悪質な訪問販売に ご注意ください!!

この調査では、住宅用火災警報器の販売などは行いません。現在、警報器の設置義務化に便乗した悪徳商法が発生しています。消防職員が一般家庭に訪問することや、業者に販売や点検を委託することはありません。不審に感じたときは、すぐに消防署へお問い合わせください。



くわしくは  
消防本部予防課 予防係  
☎(21)0368